

5-3 結論

上記評価を踏えて判断するならば、本件プロジェクトに対する技術協力は、おおむね当初の目的を達成したと判断されるも、一部の分野では技術移転が未完了であり、これまでの協力内容を更に定着させる必要がある。

具体的には、実施中の共同研究、脳神経外科（悪性腫瘍治療比較の第二段階）、外科（臓器移植のうちの肝臓移植）および各臨床科室の横断的連携を基盤とした総合的な診療（プライマリーケア）のできる人材の育成に努めることが肝要である。

従って、右に対する協力を更に30年間行なう必要があろうと判断される。

5-4 取るべき措置

5-2における本件評価結果を受けて、本プロジェクトの円滑かつ確実な技術移転を行なう観点から次の目標を設定し、フォローアップ協力方式にて継続すべきである。

1. 目標

- (1) これまでの技術協力において成果をあげた分野および効果をあげつつある分野への協力の継続、発展
- (2) 中央検査室、画像診断室、病理室等中央診断部門、および臨床科室との緊密な連携の促進
- (3) 総合的な診療のできる人材の養成
- (4) 臨床、研究における若い人材の養成

2. 協力期間

平成元年10月22日から平成4年10月21日まで

3. 協力内容

(1) 専門家派遣分野

外科系、内科系、中央診断系、および看護

(2) 研究員受入れ

各年に上記協力分野より4名の研修員を1カ年間受入れる。

(3) 供与機材

これまではすでに供与された医療機器に対する消耗品およびスペアパーツが主として供与されてきたが、今後の協力においては、中国側の日助努力を促す意味からも医療機器を中心としたものにする。

6. 教訓および提言

① 技術協力について

これまで主として、先進的近代医療を中心に技術移転が計画されてきた。しかるに先進医療というものは、これを求めるにふさわしい社会のレベルとニーズとが存在し、これを可能とする経済的な基盤がしっかりとしていることも必要である。又、これは単科診療のみで完成されるものは数少なく、ほとんどがチーム医療によつて達成されており、これが可能となる病院環境が整備されていることが大前提である。たとえば早期胃癌の発見というテーマも、社会の末端に到るまでの検診システムと検診チームとが確立されるためにはそれを支える経済が確立されており、さらに何よりも癌早期発見を願う約数の国民の受診希望、すなわち社会的ニーズが存在しなければならない。当地の実情は否である。癌早期診断と治療に関する日本の現状を伝えることは出来たものの現実に当地で成果が上らないのはこのためであると考えている。現在進行中の臓器移植についても、この高額医療を誰が負担するのか、又、当院が最も苦手とするチーム医療が可能かどうかという問題がある。

又、社会的ニーズは全くなく、臓器提供に対する考え方にも重大な問題がある。従って移植が可能かどうかという問題とともに、何のための臓器移植なのかという疑問が発生する。これからの移転技術内容は、当地の現状その必然性とが余り矛盾しないものを考えた方が良く成果が上ると考えられる。これまでの日本での医療レベルを基準とした大きな高いテーマでの医療技術移転は現時点、当地では不可能、不必要となる可能性大で注意を要するところと思われる。

② 研究員受け入れについて

これ迄に190名余りの研修員が、日本で研修を受けている。その結果、当院ではいたる所で不十分ながらも日本語が通じる。

中国北京にあって、この事実は日本の研修員受け入れによる偉大な成果の一つであると確信している。当院における中日友好の維持を考える場合、機材供与即ち“モノ”では長期的には好ましくない、友好関係の維持には人材交流が最高の方法と考えている。但しプロジェクト終了後の人材交流は、人数制限し、期間は延長、そして大事なことは人材の選択権を日本側が持つということにしてほしい。これまで研修員受け入れに関する種々の問題の根源は、人材選択が病院にまかせられている点にあった。この点は、日本側の努力で是非変更しなければならないと考える。これまでのJICA研修生以外にも埋れた人材ははかなりあり、そのような人々に日本側の努力で発展のチャンスを与えてほしい。

④ 各科独立診療態勢の改善について

現在当院での診療分野の最大の欠点は各科間の有機的な横の協力が行われていないという点である。これは病院経営上各科独立採算という経済制度的な理由が原点にはあるよう

だが、医師レベルでの各科協力に関する認識もうすいようである。たとえば、当院放射線診断科のX線診断機械類の専有意識は強く他科医師達の共同使用について様々なクレームをつけている様である。又、超音声科では超音波診断器械を専有しており、なかなか他科医師が利用出来ないなど、各科医師の能力を制限せしめている。日本における医療史では、各科独立システムは存在していたが、効率の上昇のため中央システム、即ち放射線機材や手術室、薬剤部などを1ヶ所に集中し、これを各科協同で使用運営するというシステムに変化して来た。中国ではまだこの中央システムが確立しておらず、これから様々な問題を克服しつつ中央システム化して来るものと思われる。又、この変化を遂げる過程で有効な各科協調関係が育って来るものと期待される。もともと当院は日本の中央システムの思想に基き設計されているためシステム(ソフト)さえ変われば、ハード面(建築設計)ではすでに受け入れの出来る態勢にある。

⑤ まとめ

この3ヶ月間で、当院の医療における我々が感ずる多くの問題は、それをとりまく病院外の環境に深くかかわりを持っていることがよく理解された。従って、当院に日本と同様のレベルの医療を行うよう期待しても、それ相応に医療をとりまく環境、即ちこの国の社会、経済が発達成熟しなければ無理ではなからうか。性急な近代化を期待するのではなくそれまで根気よく時間を待つしかない様な気がする。しかしながら反面、中国国民に対する医療という観点に立てば、創立5年にして、ある程度満足のゆく医療が供給されていると考えている。当院を受診する中国人の患者のほとんどは、我々が想定するような医療までは期待していないと思われる。

時間をかけて発展してゆこうとしている当院にとって諸事についての日本側からの性急な助言は一見適切なものであっても、時には時期尚早、又は理解は出来るが現状では出来ないことも多くあり、迷惑とすら感じられていることすらあるかもしれない。当院を介しての中日友好のために、短期間ではなく、息長く根気強く技術協力人材交流共同研究等を続け発展を期待したいものだ。


中日友好病院プロジェクトのための技術協力に関する
日本側評価調査団と中国側関係当局との合同評価報告書

国際協力事業団が組織した井出源四郎博士を団長とする日本側評価調査団は、1989年10月7日から1989年10月15日までの日程で中華人民共和国を訪問した。


同調査団は中日友好病院 耿徳章院長を代表とする中国側関係者と1981年11月19日及び1984年10月23日に締結された中日友好病院プロジェクトのための技術協力に係る討議議事録を基に、これまでの技術協力活動の成果について評価するとともに本件プロジェクトに対する今後の対応につき、忌憚のない討議を行った。

本文は、これら一連の評価会議の報告書であり、日本側及び中国側の双方が確認し、その代表者により署名されたものである。

於：北京市
1989年10月13日

井出源四郎 

井出 源四郎 博士
評価調査団 団長
国際協力事業団
日本国

耿徳章 

耿 徳章
中日友好病院 院長
中華人民共和国

1. プロジェクトの当初計画

(1) 要請内容とプロジェクト成立の経緯

中国側は近代化のための諸政策を実施中であるが、保健医療分野においても、中国伝統医学と西洋医学の結合による医学の近代化を計る目的で、その中核となるべき近代医学のモデル病院として中日友好病院の設立と病院運営に係る技術協力を我が国に要請してきた。

これに対して、日本側は数次にわたる調査団を派遣した結果、無償資金協力により中日友好病院を建設することとなり1981年1月に交換公文への署名が行われた。

近代的総合病院としての役割りと中日友好のシンボルとしての意味を持つこの病院に対して技術協力を実施することとなり1981年11月19日日本側実施協議調査団と中国側計画実施委員会との間で技術協力に係る討議議事録への署名交換に至り、3年間のプロジェクト方式による技術協力を行った。

しかしながら、中日友好病院は建設途中にあったため、協力内容としては研修員の受け入れと医療講演専門家の派遣による協力のみに限られていた。その後、病院建設は順調に進行し、1984年6月には中国側への建物の引渡しが完了した。同年10月に開院を控えた、同年8月に技術協力の継続に関し、専門家チームを派遣し、新しい討議議事録による協力内容の策定、議事録案文の細部にわたる中国側との協議を行なったの結果、双方は1984年10月18日から実施協議調査団を派遣し、日本側井出源四郎千葉大学学長、中国側辛育齡中日友好病院院長との間で1984年10月22日、新協議議事録の署名交換が行なわれ、5か年間に亘る技術協力が実施されたものである。

(2) プロジェクトの目的

当該プロジェクトは、日本国政府の無償資金協力により日中友好のシンボルとして建設された中日友好病院の使命を遂行するために必要な要員の養成を中国伝統医学との結合を考慮しつつ、近代的医学の立場から実施することを目的とする。

(3) 協力内容

- (A) 相互に合意した特定疾病の成因、病態、診断、治療及び予防に関する研究の推進
- (B) 診療及び教育水準の向上
- (C) 病院管理の進展及び整備
- (D) その他相互の合意による必要な活動

2. 日本側投入実績

(1) 調査団派遣実績

(A) 1981年3月	事前調査団	中澤幸一団長 他4名
(B) 1981年8月	事前協議調査団	鳥居有人団長 他4名
(C) 1981年11月	実地協議調査団	井出源四郎団長他4名
(D) 1983年12月	計画打合せ調査団	井出源四郎団長他6名
(E) 1984年10月	実施協議調査団	井出源四郎団長他11名
(F) 1985年11月	巡回指導調査団	井出源四郎団長他4名
(G) 1986年8月	巡回指導調査団	井出源四郎団長他3名

(2) 専門家派遣実績

(人)

日本の会計年度	長期専門家	短期専門家	合計
1981年度	0	17	17
1982年度	0	8	8
1983年度	0	6	6
1984年度	1	27	28
1985年度	5	6	11
1986年度	7	8	12
1987年度	8	7	15
1988年度	7	24	31
合計	28	103	128

(3) 研修員受け入れ実績

(人)

日本の会計年度	一年未満	一年以上	合計
1981年度	48	0	48
1982年度	20	0	20
1983年度	16	4	20
1984年度	20	0	20
1985年度	20	0	20
1986年度	20	0	20
1987年度	20	0	20
1988年度	19	0	19
合計	183	4	187

(4) 機材供与額実績

(千円)

日本の会計年度	単独供与機材額	携行機材額	供与機材額
1981年度	0	5986	5986
1982年度	0	0	0
1983年度	0	120	120
1984年度	0	3202	3202
1985年度	4552	23928	28480
1986年度	50796	6718	57514
1987年度	52982	5205	58187
1988年度	119617	7275	126892
合計	227947	52434	280381

3. 評価の方法

日本側は調査団のメンバー、チーフアドバイザー、及び派遣専門家が、中国側は中日友好病院 耿徳章院長、関係各臨床科主任、臨床研究所長などが参加し、病院、衛生学校及び臨床研究所等を視察し、臨床活動状況、医療要員養成状況、研究実施状況を調査するとともに供与機材の稼動状況を調査した。

加えて、これらの担当スタッフから説明を聞き、日本側の技術協力効果につき、質疑を行った。

この結果をもとに日中双方は、合同会議において、これまでの本プロジェクトに係る技術協力効果の評価を行ったものである。

4. 評価の基準

本プロジェクトの評価に当たっては、上記1.(3)に分類した項目により、次に掲げる4段階による技術移転評価基準を策定し、これに基づいて実施した。

- (1) 技術移転は完了しており中国側が独自に治療・研究・人材養成を行うことができる。
- (2) 技術移転はほぼ完了しているが今後日本側の技術移転内容につき、経験を積むことにより、中国側が独自に治療・研究・人材養成を行うことができる。

- (3) 技術移転はほぼ終了しているが、中国側が独自に治療・研究・人材養成を行うには、今後、引き続き中国側の自助努力と日本側の支援が必要である。
- (4) 技術移転は終了しておらず、今後も日本側の技術協力が必要である。

5. 分野別評価

- (1) 本プロジェクトに対する技術協力は、約8年間に亘り実施してきたところである。中日友好病院の開院以前は本院に従事する要員の養成を目的とし、研修員受け入れ及び医療講演専門家の派遣による本院開院に向けたものであったため、技術移転の効果測定が行なわれなかったが1984年10月に順調な病院運営ができたことは、この3年間の協力が効果的に作用したものと判断される。

開院(1984年10月)後は、臨床・研究等の幅広い分野に対し、人材養成を含む診療・研究技術の向上を中心に協力を行った。

- (2) 本院の運営状況の評価

本院の開院以来、患者数は確実に増加しており、現在の一日の外来患者は約1,000人で、当初設定した目標(1,000人~1,500人/日)の水準に達している。また、入院患者も約1,000人~約1,100人で、ベッドの使用率は、約75~85%と適正な範囲内にある。

- (3) 特定分野の研究

喜多悦子長期専門家を中心に血液凝固・線溶検査、血液形態検査の技術指導を行い臨床検査科、病理科、血液科からなる合同研究グループを組織し、「糖尿病における血栓形成の機序と中薬(漢方薬)の効果」を研究した。同専門家帰国後、中国側は独自に研究を進め、衛生部(厚生省)から奨励金研究テーマとして取り上げられるに至った。

高倉公朋短期専門家を中心とした、東京大学医学部、国立病院医療センターと本病院の脳外科による「悪性脳腫瘍の治療効果」の研究は、日本側の指導により100症例の比較検討を終え、本年10月に双方で研究結果を発表するに至った。

- (4) 臨床治療の向上

外科分野に対し、伊藤英明・中垣充・菅島孝二・寺坂礼治長期専門家がカルテの記述方法から臓器移植(動物を中心として)に係る技術指導を行った結果、中国側は独自で人体による腎臓移植・すい臓移植を行える水準になった。

内科分野に対し、松井敏幸・興招憲男長期専門家により内視鏡の操作、内視鏡写真の判読、レントゲンフィルムの判読等につき、指導した。同専門家帰国後も中国側は独自に操作・判読の研修会を定期的に開催し、技術向上に努めるまでに至った。また、胃癌患者の診断・治療に関して、病理・外科を含めた合同の定期的カンファレンスを組織し、診断の正確性を高めつつある。

- (5) 病院管理の整備

本分野は1985年8月より1987年7月までの2か年間小林太助長期専門家が病院管理分野に於ける指導と助言を行うとともに、鳥居有人、井出源四郎

ープアドバイザーが指導した。その指導内容は主に「会計事務の簡素化」・「患者食の改善」・「患者サービス」の三点である。本件技術指導の中で最も困難な分野であった。中国側がこのような大型病院の運営管理の経験が不足であることから、今後、病院管理分野の人材養成に努め、その水準を向上させることが必要である。

料金支払いについて、当初各セクションで徴収していた制度を改め、一部につき一括徴収の制度を導入している。また、患者食については、洋食、日本食、回食など患者の趣向に合わせた物を提供するなど改善が見られるが、患者に対する治療食制度の実施がまだ厳格に行われていない。

(6) 研修員受け入れ

日本で研修を受けたカンターパートは、これまでに187名に及ぶ。その殆どは中日友好病院に於ける臨床各科室・研究所・衛生学校の主任（医長相当）であり、各分野に於ける中心的な役割を果たしていることに鑑み、おおむね、技術研修効果があったものと思われる。中でも、左換宗脳外科主任は日本で修得した技術を臨床に生かし、中国では最初の三叉神経術を行っており、現在は中国全土から患者が集まり、2000名が治療を受けるべく、待機中である。

(7) 供与機材

中日友好病院は日本の無償資金協力により、近代的最新鋭の医療機器が大量に導入されていることに伴い、そのスペアパーツ及び消耗品の供給が極めて重要であった。病院側は自己資金で賄うことができないため、当初の機材供与の内容はその殆どがスペアパーツと消耗品であったが、中国側の自助努力によりその割合は段階的に減少してきた。

機器の使用については、一部の機器は使用頻度が少ないものもあるが、これは使用コストによる検査料金の高さによるものと思われ、今後、社会的所得水準が向上するとともに医療制度の改革に伴い、その使用頻度は増加するものと思われる。その他の機器については、おおむね適正に使用されている。

また、機器の保守管理については、日本の業者および香港の業者が入り、機器の保守と要員の育成が行なわれており、簡単な故障については、独力での修理が可能であることから、基本的には充足されていると判断できる。

6. 総合評価

上記分野別評価を基に判断するならば、本件プロジェクトに対する技術協力は、おおむね当初の目的を達成したと判断されるも、一部の分野では技術移転が未完了であり、更に3カ年間の協力が必要であると判断する。

具体的には、実施中の共同研究、脳神経外科（悪性腫瘍治療比較の第二段階）、外科（臓器移植のうちの肝臓移植）及びこれまで、各専門分野ごとの技術指導が中心となっていたため、総合的な診療（プライマリーケア）のできる人材の育成が不十分であり、右に対する協力を継続すべきと思われる。

关于中日友好医院项目技术合作的
日方评价调查团同中方有关方面的联合评价报告书



日本国际协力事业团组织的以井出源四郎博士为团长的日方评价调查团于1989年10月7日至10月15日访问了中华人民共和国。

该调查团同以中日友好医院耿德章院长为代表的中方有关人员以1981年11月19日及1984年10月23日缔结的关于中日友好医院项目技术合作备忘录为基础，就迄今为止的技术合作成果进行了评价，并就本项目今后的对应措施进行了坦率的讨论。

本报告书是一系列评价会议的报告书，由双方代表确认签署而成。

中日友好医院
院长 耿德章

日本国际协力事业团评价调查团
团长 井出源四郎博士

耿德章  井出源四郎 

一九八九年十月十三日 于北京

一、本项目的当初计划

(1) 中方要求内容和专项成立经过

中国政府鉴于正在施行各项现代化政策，故在保健方面也拟通过中西医结合谋求医学现代化为目的，要求日本政府合作建设中日友好医院，并以其为骨干建成现代医学的样板医院，同时进行医院运营的技术合作。

对此，日方多次派遣了调查团，结果决定以无偿资金援助的方式建设中日友好医院，并于一九八一年一月签署了互换公文。

对于这所起到现代化综合医院作用并具有中日友好象征的医院，实施了技术合作。日本方面实施协议调查团和中方计划执行委员会于一九八一年十一月十九日签署互换了关于技术合作的备忘录，并以专项方式进行了三年的技术合作。

然而，由于当时中日友好医院正在筹建，故协议内容仅限于接受研修生和派遣医学专家讲学方面的合作。其后，医院建设顺利进行。一九八四年六月，建筑物向中方移交完毕。确定同年十月开院。同年八月，关于继续进行技术合作的问题，日方派遣了专家组同中方就协议新的备忘录，确定合作内容及备忘录细节等达成协议。双方于一九八四年十月十八日派遣了执行协议调查团。日方千叶大学学长井出源四郎及中日友好医院院长辛育龄于一九八四年十月二十二日签署了协议备忘录，并实施了为期五年的技术合作。

(2) 本项目的目的

为了完成日本国政府无偿资金援助并作为中日友好象征而建立的中日友好医院的使命，本项目的目的确定为，从现代医学的立场出发并考虑同中医结合来实施所需人员的培养。

(3) 合作内容

A, 促进相互同意的关于特殊疾病成因、病理、诊断、治疗及预防的研究；

B, 提高诊疗及教育水平；

C, 推进并完善医院管理；

D, 开展其它双方同意的活动。

(二)日方互作情况

(1)派遣调查团

A、1981年3月	事前调查团	中泽幸一团长等5名
B、1981年8月	事前协议调查团	鸟居有人团长等5名
C、1981年11月	实施协议调查团	井出源四郎团长等5名
D、1983年12月	计划协商调查团	井出源四郎团长等7名
E、1984年10月	实施协议调查团	井出源四郎团长等12名
F、1985年11月	巡回指导调查团	井出源四郎团长等5名
G、1986年2月	巡回指导调查团	井出源四郎团长等4名

(2)派遣专家情况

会计年度	长期专家	短期专家	合计
1981年度	0	17	17
1982年度	0	8	8
1983年度	0	6	6
1984年度	1	27	28
1985年度	5	6	11
1986年度	7	8	12
1987年度	8	7	15
1988年度	7	24	31
合计	28	103	128

(3)接受研修生

会计年度	一年以内	一年以上	合计
1981年度	48	0	48
1982年度	20	0	20
1983年度	16	4	20
1984年度	20	0	20
1985年度	20	0	20
1986年度	20	0	20
1987年度	20	0	20
1988年度	19	0	19
合计	183	4	187

(4) 器材提供情况(金额)

(万日元)

会计年度	单独提供	携带器材	合计金额
1981年度	0	598.6	598.6
1982年度	0	0	0
1983年度	0	12.0	12.0
1984年度	0	320.2	320.2
1985年度	455.2	2392.8	2848.0
1986年度	5079.6	671.8	5751.4
1987年度	5298.2	520.5	5818.7
1988年度	11,961.7	727.5	12,689.2
合计	22794.7	5243.4	28038.1

(三) 评价方法

由日方调查团成员、首席顾问、派遣专家及中日友好医院耿德章院长、有关处、临床科室负责人、临研所所长等参加，考察了医院、卫校及临研所，调查了临床活动、医务人员培养情况、科研实施状况等并调查了提供器材、设备的使用状况。进而听取了各有关人员的说明，并对日方的技术合作效果进行了质询。

以此结果为基础，中日双方举行联席会议对迄今为止的本项目技术合作效果进行了评价。

(四) 评价标准

在进行本项目的评价时，依上述一、(3)分类项目确定如下四个等级的技术转交评价标准，并加以实施。

- (1) 技术转交完毕，中方能够独立进行治疗、科研和人材培养；
- (2) 技术转交基本完毕，今后对日方技术转交的内容，经过积累经验，中方能够独立进行治疗，科研和人材培养；
- (3) 技术转交虽然基本完成，但是为了中方能够独立进行治疗，科研和人材培养，今后仍需要中方的继续努力和日方的支援；
- (4) 技术转交尚未完成，今后仍需要日方的技术合作。

(五)按部门别评价

(1)对本项目的技术合作已执行了约八年。中日友好医院开院前，以培养本院的工作人员为目的，主要目标是通过接受研修生和派遣医学专家讲学以迎接医院开院，故未进行技术转交效果的评价。可以判断，一九八四年十月能顺利开院运营，即是前三年合作所发挥的效果。

开院后(一九八四年十月)针对临床、科研等广泛范围，包括人材培养在内的提高诊疗、科研技术为中心进行合作。

(2)本院运营状况评价

本院开院以来患者人数稳定增加，目前门诊患者约1000人/日，达到了当初设计标准(1000~1500人/日)。住院患者约1000人~1100人，病床使用率约75~85%，比较合适。

(3)特殊部门的研究

以长期专家喜多悦子为主对血液凝固、纤溶检查、血液形态检查进行了技术指导，并组织了由临床检验、病理、血液科组成的联合研究小组，开展了糖尿病中血栓形成的机制和中药药效的研究。喜多回国后，中方独立进行研究，并被列为卫生部奖励基金科研课题。以短期专家高仓公朋教授为主，由东京大学医学部，国立病院医疗中心和本院脑外科合作进行“恶性脑瘤的治疗效果”的研究，在日本专家的指导下，对100个病例作了比较研究，并于本年10月份发表了研究结果报告。

(4)临床治疗水平的提高

外科长期专家伊藤英明、中垣充、莹岛孝二、寺坂礼治进行从病历记录方法到脏器移植(动物实验)的技术指导，结果中方已经达到可独立进行人体肾脏移植，胰脏移植的水平。

内科长期专家松井敏幸、兴沼宪男对内窥镜操作，读片，X光照片的读片等进行了指导。该专家回国后，中方独立操作并定期举行判读讨论会，努力提高技术水平。另外，针对胃癌患者的诊断治疗，还组织了病理、外科等联合定期讨论会，以求提高诊断的准确性。

(5) 医院管理的改善

医院管理长期专家小林太助自一九八五年八月至一九八七年七月两年间，在医院管理方面进行了指导和建议。同时，井出源四郎、鸟居有人首席顾问进行了指导。其指导内容主要是“简化会计手续”，“改善患者饮食”，“改善服务态度”三个方面。这是技术指导中最困难的方面。中国方面缺乏经营管理如此大型医院的经验，今后需要加强医院管理人员的训练，不断提高医院管理水平。

关于收费问题，改变了当初由各部门收费制度，部分采取了统一收费制度。另外关于患者饮食，已经看到向患者提供西餐、日本餐、回民饭等适合于患者口味的饮食的改进。但是对患者治疗饮食的制度执行不够严格。

(6) 接受研修生

在日本受过研修的人员到目前为止已有187名。他们几乎都是中日友好医院各临床科室、临研所、卫校的主力，正在各方面起到骨干作用。基本上发挥了技术研修的效果。其中，脑外科主任左焕综把在日本学到的技术应用于临床，开展了中国首创三叉神经手术，目前已汇集了来自全国各地的患者，有2000人待诊。

(7) 器材提供

中日友好医院由于日本无偿资金援助，大量引进了现代化最新的医疗设备，随之而来的备品备件及消耗品的供应极为重要。由于医院方面不能自己筹资解决，故起初器材供应内容几乎都是零配件和消耗品。由于中方的主观努力，其比例正逐步减少。

关于医疗设备的使用，部分仪器使用频度较低。这可能是由于成本核算造成检查费用高所致。今后随着社会水平提高以及医疗制度的改革，其使用频度将会增加。其他仪器基本上使用合适。

另外，关于仪器设备的维修管理，有日本商社人员及香港维修人员参与，进行仪器设备的维修和人员的培训，故简单的故障可以自己维修。由此可以判断维修力量基本充足。

六、综合评价

根据上述按部门别评价，可以判断为本专项的技术合作基本上

达到了当初的目的。但仍有部分部门技术转交尚未完成，尚需继续合作三年。

具体来说，执行中的共同研究脑神经外科（恶性肿瘤治疗效果比较第二阶段），外科（脏器移植中的肝脏移植）以及到目前为止在各专业部门的技术指导居主导地位，对能够进行综合性诊疗（咨询服务）的人材培养尚不充分，故仍应继续合作。

(案)

中日友好病院プロジェクトに関するフォローアップ
協力に係る日本側と中国側関係当局との覚書

1989年10月7日から1989年10月15日までの日程で中華人民共和国を訪問した井出源四郎博士を団長とする中日友好病院プロジェクト評価調査団は中日友好病院 耿 徳章院長を代表とする中国側関係者との間で「中日友好病院プロジェクトのための技術協力に関する日本側評価調査団と中国側関係当局との議事録覚書」を1989年10月13日に締結した。

国際協力事業団中国事務所田口定則所長は、本覚書の提言を受け、本プロジェクトに係る今後の対応を中国側関係者と協議したところ、付属文書にかかげるフォローアップ協力を実施することとし、双方の代表者により署名するものである。

於：北京市
1989年 月 日

田口 定則
中国事務所 所長
国際協力事業団
日本国

耿 徳章
中日友好病院 院長
中華人民協和国

1. フォローアップ協力内容

1981年11月19日から1989年10月21日までの期間で実施中の技術協力内容を更に定着させ、かつ確実な技術移転を実施するため、次の項目につき、協力を行なう。

- (1) これまでの技術協力において成果をあげた分野及び効果をあげつつある分野への協力の継続、発展
- (2) 中央検査室、画像診断室、病理室等中央診断部門、及び臨床科室との緊密な連携の促進
- (3) 総合的な診療のできる人材の養成
- (4) 臨床、研究における若い人材の養成

2. 協力期間

1989年10月22日から1992年10月21日までの3カ年間とする。

3. 協力分野

別表にあげる専門家派遣、研修員受入れ、機材供与を実施する。

中日友好病院プロジェクト・フォーアアップ協力に係る暫定実施計画

協 力 年 度	第 一 年 度			第 二 年 度			第 三 年 度						
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1. 日本人専門家の派遣 (1)チーフアドバイザー (2)業務調整 (3)外科系 言語外科 脳外科 (4)内科系 消化器内科 総合診療 (5)中央診断系 画像診断 病理学 (6)看護													
2. 中国人研修員の 受入れ (年間4名、1カ年間)													
3. 機材供与													
4. 日本側専門家チーム の派遣													

注：本計画は、両国政府において必要な予算措置がとられることを前提としている。
 本計画は、本プロジェクトの実施の過程で計画変更の必要が生じた場合、本プロジェクト・フォローアップ協力覚書の枠内で変更される。

VIII 討議議事録及び覚書

1. 英 語 文

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE CHINESE PROJECT IMPLEMENTATION COMMITTEE ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR THE CHINA-JAPAN FRIENDSHIP HOSPITAL PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Dr. Genshiro Ide, Dean of Faculty of Medicine, Chiba University, visited the People's Republic of China from November 16, 1981 to November 20, 1981 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the China-Japan Friendship Hospital Project in the People's Republic of China.

During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese Project Implementation Committee in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the Chinese Project Implementation Committee agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the Attached Document based on the Agreement

on Cooperation in the fields of Science and Technology
between the Government of Japan and the Government of the
People's Republic of China.

Done in duplicate in Beijing on November 19, 1981,
in the Japanese, Chinese and English languages, each text
being equally authentic. In case of any divergence of
interpretation, the English text shall prevail.

Genshiro Ide

Dr. Genshiro Ide
Head of the Japanese
Implementation Survey Team

郭福芝

Dr. Guo Fuzhi
Director of the Chinese Project
Implementation Committee

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the People's Republic of China will cooperate with each other in implementing the China-Japan Friendship Hospital Project (hereinafter referred to as "the Project"), on the basis of modern medical sciences, for the purpose of carrying out the training of personnel necessary to accomplish the tasks of the China-Japan Friendship Hospital.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II, through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

2. The Japanese experts referred to in 1. above and their families will be granted in the People's Republic of China the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III.. The Japanese experts, while in service in the People's Republic of China, will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those granted to the experts of other countries or of international organizations performing similar missions.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex IV. through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The articles referred to in 1. above will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered c.i.f. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts

referred to in Annex II..

IV. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. SERVICES OF THE CHINESE COUNTERPART PERSONNEL AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to secure at its own expense necessary services of the Chinese counterpart

personnel and administrative personnel as listed in Annex V.

2. As to the Chinese counterpart personnel, the Government of the People's Republic of China will endeavour through the authorities concerned to allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in Annex II. for the effective and successful transfer of technology under the Project.

VI. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA THROUGH THE AUTHORITIES CONCERNED

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to provide at its own expense:

- (1) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI;
- (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III. above;

(3) Transportation facilities and traffic fees within city areas for the Japanese experts for the official travel within the People's Republic of China;

(4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.

2. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to meet:

(1) Expenses necessary for the transportation within the People's Republic of China of the articles referred to in III. above as well as for the insurance, installation, operations and maintenance thereof;

(2) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

3. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to exempt from customs duties, internal taxes and any other charges which shall be imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III. above.

VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese personnel associated with the Project pertaining to the implementation of the Project, and the Chinese authorities concerned will be responsible for the management and implementation of the Project.

VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes through the authorities concerned to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

X. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be 3 years from November 19, 1981.

ANNEX I. MASTER PLAN

1. Objective

The objective of the Project is to carry out, on the basis of modern medical sciences, the training of personnel necessary to accomplish the tasks of the China-Japan Friendship Hospital which will be constructed by the grant aid of the Government of Japan as a symbol of the friendship between Japan and the People's Republic of China.

2. Activities under the Project

- (1) To improve the level of medical care and of educational activities in the China-Japan Friendship Hospital;
- (2) To promote the research activities of the Chinese traditional medicine with the methods of modern medical sciences;
- (3) To improve the hospital administration;
- (4) Other activities mutually agreed upon as necessary.

ANNEX II. JAPANESE EXPERTS

The Government of Japan will dispatch experts in the fields of

- (1) Basic Medical Sciences;
- (2) Clinical Medicine;
- (3) Hospital Administration;
- (4) Others mutually agreed upon as necessary.

ANNEX III. PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

1. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.
2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties in respect of the importation of personal effects by the Japanese experts and their families as well as the importation of machinery and equipments relating to their activities.
3. The Government of the People's Republic of China will provide medical facilities.

ANNEX IV. ARTICLES

Machinery, equipment and materials mutually agreed upon
as necessary to the Project.

ANNEX V. LIST OF CHINESE STAFF

1. Project Director

Deputy Director, China-Japan Friendship Hospital

2. Number of Counterpart Personnel to the Experts

(1) Basic Medical Sciences (18)

(2) Clinical Medicine (18)

(3) Hospital Administration (18)

3. Administrative and Clerical Staff (9)

4. Other personnel mutually agreed upon as necessary

ANNEX VI. LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

The Government of the People's Republic of China will provide the following land, buildings and facilities necessary for carrying out the Project.

- (1) Beijing College of Traditional Chinese Medicine.
- (2) Beijing Medical College and the affiliated hospitals.
- (3) Other land, buildings and facilities mutually agreed upon as necessary.

The Minutes of Meeting on the Record of Discussions
on the Japanese Technical Cooperation for the China-
Japan Friendship Hospital Project

The Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Project Implementation Committee have jointly agreed upon and signed the Record of Discussions (hereinafter referred to as "the R/D") on the Japanese technical cooperation for the China-Japan Friendship Hospital Project.

Understandings reached between both sides are recorded in the following in order to clarify some specific matters concerning the provisions in the R/D.

1. Both sides agreed that the term "personal effects" as referred to in Annex III. 2. of the R/D includes household effects which may be brought from abroad for personal use by the Japanese experts and their families.
2. Both sides agreed that the term "machinery and equipment relating to their activities" as referred to in Annex III. 2. of the R/D includes one motor vehicle per each family which will be used by the Japanese expert and their families.

3. As for the housing accommodations as referred to in VI.1. (4) of the R/D, the Chinese side expressed that they will prepare suitable hotel rooms with charges not exceeding 50 yuan per day, and that in case it is not actually possible to prepare such accommodations the Chinese side will pay the amount exceeding 50 yuan per day.

Beijing, November 19, 1981

Genshiro Ide

Dr. Genshiro Ide
Head of the Japanese
Implementation Survey Team

郭福芝

Dr. Guo Fuzhi
Director of the Chinese Project
Implementation Committee